第八条　施行日前に行われた児童福祉法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）又は第二条の規定による改正前の同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の申請であって、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第九条　この法律の施行の際現に児童福祉法第六条の二の二第三項、第二十一条の五の三第一項、第二十四条の二第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受け、第二条の規定による改正後の同法（次条において「新児童福祉法」という。）第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「情報公表対象支援の内容」とあるのは「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下「情報公表対象支援」という。）の内容」とする。

（施行前の準備）

第十条　この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者（新障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援又は同条第十六項に規定する自立生活援助に係るものに限る。）の指定及び児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者（新児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援に係るものに限る。）の指定の準備並びに新児童福祉法第三十三条の十九の規定による基本指針の作成、新児童福祉法第三十三条の二十の規定による市町村障害児福祉計画の作成及び新児童福祉法第三十三条の二十二の規定による都道府県障害児福祉計画の作成の準備は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十二条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第十条第一項第二号ニ中「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改める。

第十二条の三第四項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十三条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

第三十三条の五中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（知的障害者福祉法及び精神保健福祉士法の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第二項及び第十五条の二第四項

二　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十五条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「就労継続支援」の下に「、就労定着支援、自立生活援助」を加える。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第十六条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号、第三項第三号及び第五項第二号中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第十八条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「同条第十六項」を「同条第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正）

第十九条　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

確定拠出年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十六号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律

（確定拠出年金法の一部改正）

第一条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二の見出しを「（情報収集等業務及び資料提供等業務の委託）」に改め、同条中「という。）」の下に「及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）」を加える。

第四十八条の三及び第四十八条の四中「情報収集等業務」の下に「及び資料提供等業務」を加える。

第四十八条の五中「情報収集等業務」の下に「又は資料提供等業務」を加える。

附則第三条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「（第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。）」を、「掲げる者」の下に「（同項第二号に掲げる者である場合にあっては、第四号厚生年金被保険者を除く。）」を加える。

第二条　確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「の被保険者（」を「の被保険者をいい、第一号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち」に改め、「に限る。）」を削る。

第三条第一項及び第三項第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第七号中「算定方法」の下に「その他その拠出」を加え、同項第七号の二中「拠出する」を「拠出することができることを定める」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三　企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨